

じんけん

JINKEN
第168号
(通巻 295号)
2026年3月12日発行

INDEX

| | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 県人教事業 2 | 県人教専門委員より 8 |
| 第42回臨時総会を開催 | 「自分と人権教育とのかかわり」 県人教専門委員 北野 雄大さん |
| 県人教事業 3 | 県人教専門委員より 9 |
| 第4回部落問題学習実践講座を開催！ | 「その子の側からみてみると」 県人教専門委員 |
| 県人教事業 4 | こどものまなざし 11 |
| 第5回オープン講座 | 「私たちの教科書」 別府地区 古市 詩乃さん |
| 県人教事業 5 | INFORMATION 12 |
| 出前オープン講座（日出町） | 第19回ヒューライツ作品展 入賞作品の紹介 |
| 県人教専門委員より 6 | |
| 部落解放の歴史に学ぶ（部落史研究の意義） 県人教専門委員 | |



 公益社団法人
大分県人権・部落差別解消教育研究協議会

大分県大分市大字下郡496-38 大分県教育会館内
TEL: 097-556-1012 FAX: 097-556-0864

URL <https://kjkcoita.jp/wordpress/>
E-mail hello@kjkcoita.jp



◀大分県人教の
ホームページは
こちら

第42回臨時総会を開催

2026年2月19日（木）午前10時から大分県教育会館の研修室201で、28の地区研究会代表が参加して行われました。役員は、桜木雅章代表理事（会長）他7名の理事と2名の監事が参加しました。

議長には、大分地区高等学校人権・部落差別解消教育研究会の奥田 宏さんと由布市人権・部落差別解消教育研究会の森次 晃さんを選出し、以下の5つの議案について事務局が提案しました。

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 2025年度中間事業報告並びに会計報告に関する件 |
| 第2号議案 | 2026年度事業計画に関する件 |
| 第3号議案 | 2026年度収支予算に関する件 |
| 第4号議案 | 正会員、賛助会員募集に関する件 |
| 第5号議案 | その他の案件に関する件 |



第1号議案では、進路保障にかかわる各種調査では、2025年3月に高校等に進学しなかった子ども78名いたが、10月の追跡調査で、進学や就職した子どもが12名おり、中学や地域行政の支援が続いていること、また、2025年度中途退学が832名で過去最高であること、公正選考に係る違反事項に該当する11件8社（12月末現在）について申し入れを行ったことなど紹介しました。また、ヒューライツフォーラムの1日目の全体会は、佐伯市の2会場（メイン、中継）での開催で、1,115名が参加し、2日目は、14の分散会で27本のレポートについて討議したこと、さらに、部落問題学習実践講座では、今年度も玖珠町と九重町でフィールドワークや対話会が行えたこと、県人教ホームページでは、各種研修会等の案内や学習資料等の情報を公開し、必要な情報を必要なときに確認できるように随時更新していることなどについて報告をしました。1号議案については、ヒューライツフォーラムの開催時期の検討や報告者と協力者の信頼関係を築くことの大切さについての意見が出され、その後、承認されました。

第2号議の2026年度の事業計画では、ヒューライツフォーラム2026が大分市と由布市で、九同教夏期講座は福岡市で、全人教研究大会は埼玉県と群馬県、神奈川県、千葉県で開催されることが報告されました。また、部落問題学習実践講座のさらなる充実を図ること、乳幼児期教育の充実に向けた人権・部落差別解消保育講座の開催、ニュースじんけんの発行回数を5回にすること、出前講座は実施せず、オープン講座を6回開催すること、大分県人権教育・部落差別解消推進課や当事者団体などとの連携を一層強化するなどの事業の提案を行いました。2号議案については、臨時総会と通常総会の違いや開催の必要性に係る質問・意見が出され、事務局が回答しました。

第3号議案の2026年度の収支予算については、会員数減の傾向や物価上昇等を踏まえて、経常収益に定期預金の取り崩し収入308万円を設定したことを説明しました。経費節減に伴う事務局員の勤務時間数の削減に、県人教の事業の縮小を心配する意見が出され、事務局から事業の効率化を進める努力を行う旨を回答しました。

第4号議案では、正会員と賛助会員の加入促進に向け、今まで以上に各地区研究会や校長会と連携して正会員を募集し、県行政の関係課職員への働きかけ、県人教理事・監事推薦団体や教育諸団体に賛助会員募集を働きかけていくことを提案しました。

第5号議案では、特別会員に関する規則の改定について、提案を行いました。4号議案、5号議案に関しては質疑・意見はなく、承認されました。



第4回部落問題学習実践講座を開催！

明確になった自己課題

1月29日の午後から大分県教育会館201研修室にて開催し、28名(校種別では小11名、中1名、高12名、社4名)の参加があり、24本のレポート提出がありました。

事務局からは、今回の講座で各自の実践レポートを中心に実践交流する狙いについて説明しました。討議してほしいこととして下記の4つをお願いしました。

- ① どこに部落問題、差別、人権課題があるのか？
- ② 個人の思い込みでしていないか？ 実践とその前後の子ども、保護者、教職員の思いを把握できているか？
- ③ 子ども、保護者、教職員の変わり目や展望はどこにあるのだろうか？
- ④ 部落問題に直接的に関わらないレポートについても、報告者や参加者の部落問題との出会いと気づき・これまでの授業実践・体験を出しあって意見交換をしてほしい。

全体会の1本めは、中津市立小楠小学校の七森桂代さんから報告がありました。七森さんは部落問題講演会の内容を実家で話した際に親の考えを知り、部落問題が自分事になりました。また、今年の部落フィールドワークで、部落の人たちの灌漑用水確保の闘いを学び、新聞報道と部落差別の実情から人権研修の大切さを実感していきます。

2本めは、国東市立安岐小学校の小嶋舞さんが人権授業「おじいさんの太鼓づくり」の取り組みを報告しました。子どもたちはおじいさんの太鼓づくりへの誇りと差別されたことへの悲しさや憤りに気づき、自分たちが相手の気持ちを考えていなかったこと、見過ごしてきたことを振り返り、今後の活動にいかしていきます。

その後、4～5人のグループを6班づくり、各自のレポート発表、討議をしました。今年のレポートには・部落問題に関する教職員の出会い、迷い、課題がレポートの冒頭に記されており、自分の人権に対する立ち位置を確認した上で、実践報告している。

・部落問題学習実践講座でフィールドワークと講談会をしたことが部落問題の気づきとなり、自己課題も明確になっている。

という特徴がありました。

また、これまで、部落問題学習を実践してこなかったと思っていた方でも、グループ討議で自分の部落問題の出会いを話題にすることで、不安が共感となり、前向きな課題となっています。

後日、全体会報告者の七森さんから感想が寄せられました。「今回、レポートを書く機会をいただいたおかげで、胸の中でもやもやしていた思いを出すことができたし、聞いていただいてなんだかすっきりしました。参加者の方も、親との葛藤があったと話してくださって、自分だけではないと思うことができました。(中略)機会があればフィールドワークに参加してみようかなと思っています。今回は私に学びの場を提供してくださって本当にありがとうございました。温かい言葉に励まされました。自分のやるべきことをこれからも考え続けようと思います。」

来年度も部落問題学習実践講座は4回企画しています。参加してみても、いかがでしょうか。



第5回オープン講座

2月5日（木）に大分県教育会館201研修室にて第5回オープン講座を開催しました。講師は、熊本県人権教育研究協議会 平井靖彦さんで、『部落差別事件から考える進路保障』と題して講演がありました。

平井さん自身の紹介からある家族との出会いの話がありました。「同和教育に教員として出会い、人として離れられなくなった」と現在もかかわり続ける平井さん。同和教育が「人と人をつなぐ教育」であることを改めて考える時間となりました。

参加者の感想を一部紹介します。

私の子も、高2の3月から不登校の状態となり、12年間引きこもりのような状態でした。学校に行けない自分を責めて体調も精神も調子を崩していました。私自身も受けとめていたつもりでもゆらぎ、何とか“一般的な”“普通の”進路を進んでほしいと願い、それを押しつけていたと思います。12年間に彼から奪われたことは何か、奪ったのは誰か、私は何を奪ったか、今も押しつけ、奪っていることはないのか、いろいろ考えました。これからも考えます。

平井さんの話から、差別のことについて深く考えさせられました。誰も差別的なことを言ったりしたりしていないのに、その方の存在がなかったことにされる怖さ、差別の恐ろしさを感じました。進路保障には家族の力強い支え、そして居場所づくりが大切だと思いました。自分の考え方や思いこみも本当にアンテナをはって常に何が正しいか答えはでないかもしれませんが心に問い続ける姿勢をもちつづけてたいです。

人権教育に、教員として携わるようになって10年になります。はじめは成り行きでなった人権教育担当でしたが、多くの研修を受けたり、講座に参加するようになり、私たち一教員が学びや思いを、多くの人に伝えることの大切さを実感しています。今日の話聞き、私たちの「保障」に必要なのは教員の役割として「何ができるか」「どうすれば力強く生きていけるのか」を常に考えることなのかなと思いました。

進路保障は同和教育の総和と聞いていますが、自分は結果だけにこだわっていたのかもしれないと思いました。その子どもにとって充実した進路保障はどうあるべきかを考えました。お母さんから奪った30年は自分自身にもつきつけられました。「私たちは当時の先生たちと同じではないか。どこが違うのか」この言葉を問い続けたいと思います。

今回のお母さんの心を30年間も苦しませてしまったことを聞き、教職員の責任の重さというか、常に自分たちが進めてることに間違いはないかを問い直す日々が大切だと思いました。常に軌道修正を忘れてはいけないと思います。人は間違いを起こします。自分をかばおうとして他を傷つけることもあります。差別心をどこかあにもっています。それを自覚しながら、目の前にいる子（その背景にいる保護者）と本音で語り合える人をめざしていきたいです。



出前オープン講座

2月17日(火)に日出町中央公民館ホールにて出前オープン講座を開催しました。講師は、徳田靖之さん。演題『ハンセン病問題から何を学ぶべきか』で講演がありました。

徳田さんのハンセン病問題との関わりは、1995年の一通の手紙でした。これまで人権を守っていく弁護士がハンセン病問題に「何もしてこなかった」ことをあぶり出され、自身の立ち位置が向こう側にいたという過ちをつきつけられたことがはじまりでした。

ハンセン病の問題を日本のハンセン病隔離政策の歴史と特徴から話されました。その中で日本の隔離政策の世界に例のない特徴は①患者労働の強制 ②断種・墮胎の強制 ③無らい県運動の推進と3点を忘れないでほしいと徳田さんは語っています。

ハンセン病差別は、差別の根源となるハンセン病隔離政策、「らい予防法」、差別するのは、隣人、教員、親戚、恋人という差別の多重構造がそこにありました。

また、ハンセン病の教訓をわたしたちが学んでいなかったことがコロナ禍で露呈しました。その加害行為を支える4つの認識①感染者は迷惑な存在である ②感染は自己責任、自業自得 ③自分は感染しない ④地域のための正義の行動、がありました。この加害行為を断ち切るのは、「当事者の立場に立つ」ことだとおっしゃっていました。徳田さんは、当事者と出会う中で「人間って本当に素晴らしい」と現在の原動力を語っていました。

参加者の感想を一部紹介します。

救うということは素晴らしいことと信じていた自分が居た気がします。その思いに少し向き合うことができました。誰かのためでなく、自分のためにと考えられるようになることが本質なのだと思います。よい機会をいただきました。



差別がなぜ起こるのかということのをこれまで考えてきましたが、その理由の1つを明確に伝えていただいた時間であると感じました。改めて教育現場で必要なことを考え直すきっかけをいただき感謝しています。



「教育が誤った知識につながるかという萎縮」は、部落差別の授業の際にも出てきたことだが、いわゆる“ブ抜き、サ抜きの人権教育”の口実に使われた苦い思いがある。配慮や思慮が必要だということと、それを避けることとは違うことを考えていきたい。「してあげる」という思いに含まれる差別の芽、悪意を持たない言動に含まれた優生思想が自分の中にあるのかを、それを考え続けたい。

部落解放の歴史に学ぶ（部落史研究の意義）

県人教専門委員

大分県では部落解放の史実を研究する団体として、「大分県部落史研究会」が1983年に発足しています。当時の研究会の規約には、第一条に「この会は、大分県を中心として、被差別部落の生成や実態、部落解放運動の歩み、「同和」教育運動の発展等にかかわる史実を調査、研究し、その成果を広く県民のものとすることによって、部落の完全解放に寄与することを目的とする」とあり、調査・研究が精力的に進められました。その成果は21冊の機関誌や「大分県部落解放小史 ー読む年表と史料ー」などの刊行物として報告されています。

機関誌等で紹介している記事は聞き取り調査や古文書などの史料に基づいて史実を分析しています、その中に「国東の武術道場」に関するものがあります。これは機関誌である「おおいた部落解放史」の第12号に詳しく記載されており、その概略を紹介します。

●武術道場の師範

江戸時代の末期、国東半島の村に宗五郎という浪人がやってきた。宗五郎は凱実流（がいじつりゅう）という武術の免許持ちであった。これを知った村の頭である惣兵衛が宗五郎にこの村への定住を勧めたと紹介されている。惣兵衛たちの村は、杵築藩の浜蔵（港から出荷する荷物の保管庫）があり、惣兵衛たちは浜蔵の番人としての役負担があった。宗五郎が会得している武術を惣兵衛やその配下が習得すれば、番人としての職責がよりいっそう果たせると考えたと推察される。

武術の修練の場所として、村の一角に道場が開設された。入門した門人は388名以上になったと古文書に記載されている。門人は杵築藩・豊後だけでなく肥前（佐賀県・長崎県）、豊前（福岡県・大分県）、筑前（福岡県）、石見（島根県）、摂津（兵庫県、大阪府）から集まったということが、門人名簿によって判明している。

多くの門弟が集まったということは、師範である宗五郎の人望が厚かったことが推察される。宗五郎は晩年になると浄土真宗に入信して信仰の道に入り、1879年（明治12年）2月、この世を去った。（墓石の刻印によると享年75歳）門弟たちは、正面に「楽西居士」の雅号を刻んだ墓石を建立した。（右写真）



●武術道場に関する古文書

宗兵衛の子孫の家には武術道場に関する多くの史料が保存されており、1990年ごろに大分県部落史研究会の会員が調査・分析を行っている。その際に記録されたと思われる画像をいくつか紹介する。（これらの画像は現在、国東市隣保館に保管されている。）

◆居合目録

史料には文字だけでなく、右図のように彩色された挿入絵がある。この絵には刀や弓、槍が描かれている。こうした武芸全般の説明文が記載されている。

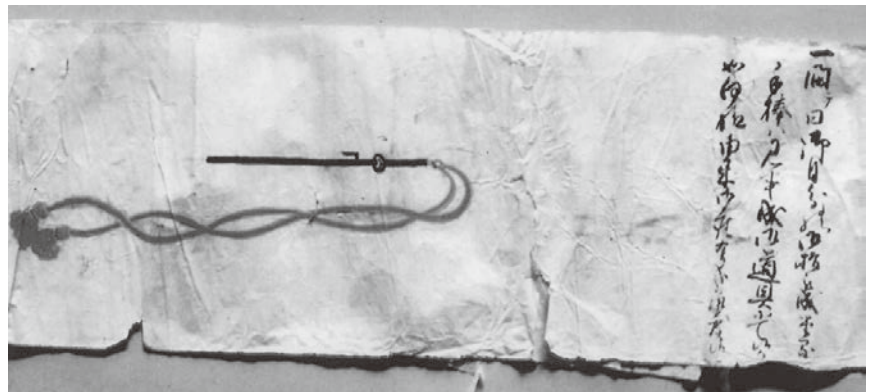
中央左側に縦書きで「居合目録」と読み取れる文字がある。「居合」とは剣術を指すものである。剣術についての詳しい説明がこの後に続いていると思われる。



◆十手の図

十手術は、護身・捕縛用の武芸である。鉄製の棒である「十手」を使い、敵の刀を受け流し、鉤で絡め取る技法がある。

宗五郎が修めた武術の中にも十手術があり、詳しい技法が記載されていると思われる。



この他にも武芸に関して、柔術・捕り縄術・棒術の史料や師範系譜があり、道場に関連しては「入門誓約書」や前述の「門弟名簿」などが紹介されている。

参考 「おおいた部落解放史 第12号」 「大分県部落解放小史 -読む年表と史料-

部落史（被差別部落の歴史）を学ぶ意義は単なる歴史的な知識の習得だけではありません。部落差別の歴史的背景を理解することで現代に根深く残る差別の構造と本質を知り、差別の解消と人権が尊重される社会の実現をめざすという目標があります。また、過去にあった抑圧・排除の歴史的な事実を正しく認識し、差別を受ける側が人間平等を求めてきた解放運動を学ぶことで、人権感覚を養うという観点も必要です。

今回紹介した「国東の武術道場」の研究は、当時の社会を支えてきた存在としての評価されるべき内容につながります。被差別部落の人々は厳しい生活実態や役負担の中で、農業や皮革業、伝統芸能、警察・警備など、社会に不可欠な役割を担い、活動の中で得た技能を文化として伝えてきました。身分制度の中で負担を強いられていた人々が「社会の担い手」であった歴史を知ることにより、一方的な同情の対象ではなく、対等な人間としての尊厳を理解することに繋がります。

また部落史研究には、「差別の正体」を科学的に究明し、理解するという側面もあります。部落差別は、日本社会の歴史的過程で作り上げられた身分差別が関与しています。歴史を学ぶということは「差別は人間が作り出した不合理なもの」であることを科学的に認識し、根拠のない偏見を打破することにつながります。

歴史を通じて「なぜ差別が残っているのか」を考えることは部落差別の解消のみならず、あらゆる人権問題の課題について考える姿勢につながっています。不当に排除されることのない「人権が尊重される社会」を自分たちで作り出す視点など、部落史研究の手法から学ぶべき点が多くあると考えます。

「自分と人権教育とのかかわり」

県人教専門委員 北野 雄大

私が「部落差別」という差別を明確に知ったのは、教職員になってからです。「部落差別」という言葉や学習を学生までにした記憶が全くありません。そのため、その存在を知った時は衝撃的で、理解が追いつきませんでした。初めての勤務校、先輩教職員に連れられて行った隣保館。そこで初めて差別を知った時。立場宣言で涙を流しながら「差別が怖い」「差別をなくしていきたい」と語る子どもの姿は、鮮明に覚えていて忘れることはありません。そして、「これは自分もなんとかしなきゃ」と決意しました。それから10年以上が経過し、自分なりに少しは学習を重ね、様々な差別について理解したつもりでした。

2025年度、佐伯市で開催されたヒューライツフォーラム。その記念講演で講師が発した言葉に、はっとしました。「差別は明らかな悪意をもってするもの」と「悪気がなく、自分は正しい、良かれと思ってしまう差別がある」という言葉です。それを聞いた時、私の忘れることのない過去の経験が呼び起こされました。

以前勤務していた地域では、隣保館や地区集会所があり、私も毎週のように人権学習会に参加していました。その校区の子どもたちやおとなと一緒に、あらゆる差別をなくすための学習を行っています。そこでは、私が知らなかった多くのことが学べ、今でも人権教育を行う私の糧になっています。

ある日、学習会に参加していたA(仮)の人権作文を、人権作文集「ひかり」に載せるかどうかの話し合いをする機会がありました。これは多くの人に読んでもらいたい内容だと思い、私は「差別をなくすために、絶対掲載した方がいい」「載せてみない？」とAを説得しました。学習会に参加しているAも同じ気持ちでいると思っていました。しかし、Aは顔を伏せ、うなだれて



いました。さらに顔をよく見ると涙を流していたのです。そして、涙ながらに「差別されるかもしれないから怖い」と正直な気持ちを言ってくれました。私は、そのときははっとしました。差別解消のためには、確かにその作文は多くの人に読んでもらうことが必要だったかもしれません。しかしそれは同時に、Aにとっては「自分は部落出身だ」とカミングアウトをさせるのと同じことだったのです。私は、正しいと思った自分の考えのみを無理やりにAに押し付けていたことに、全く気づいていませんでした。人権学習をしているのは、「苦しい思いをしている人に気づき、一緒に考えていくためではなかったのか」と、Aの言葉で気づくことができました。

Aはその後自分でしっかりと考えた上で、名前を伏せることで作文を掲載することにしました。A自身が学習を重ね、強い思いを持っていたことと、周りの人が大きな支えになっていたことが、Aの決意を後押ししてくれたのです。

人権教育をする上で、差別に対する怒りを持ち、差別の背景や現状知り、専門的な多くの知識をもつことは大切なことです。しかし、身につけた正しい知識を自分ごととして重ね合わせて生きたものにすることや、周りや仲間と結びながら仲間づくりを行う力も、子どもたちと共に身につけていく必要があるとAとのかかわりやこれまでの経験をとおして私は考えています。部落差別をはじめ、多くの人権課題が今も世界中に、私たちのすぐ横にあります。現在の学校現場では、不登校やいじめに加え、校内での暴力動画の拡散が話題になって、学校でのなかまづくりや人権教育のありかたが問われています。「助けて」と言えない人が、すぐ側にいるということだと思います。

これを読んでくださっているあなたは、大丈夫ですか？苦しみを自分だけで抱えていないでしょうか？「言いつらいことは、実は一番聞いてほしいこと」だと思います。誰か、話せる人はいますか？

かつて、立場宣言で涙ながらに語った子どもやAのように、自分の辛さを言える力と、それを受け止められるなかまとの絆を、私たちも築いていきましょう。

その子の側からみてみると

県人教専門委員

「困った子は、困っている子とみることもできます。」

これは、以前ある講演会で講師の方がおっしゃった言葉だ。この言葉を聞いたとき、私ははっとした。保健室から子どもをみるときに、「困っている子」ととらえたことがあっただろうか。

おとなにとっては困った行動に見える。その行動から、「困った子だ」というとらえ方をしてしまいがちになる。でも、その子の側からみたときに、それはその子が感じている困りをその子なりの出し方で表しているのかもしれない。困った子は、実は困っている子かもしれないということに、気づかせてくれた言葉である。自分の側からだけでなく、子どもの側からみることを教えてもらった気がした。そして、その子が困っている何かを私たちが探っていくことで、その困りに寄り添い、一緒に解決していくことができるのではないか、そう思うようになった。以来、子どもの側からみることを大切にしている。

私は中学生のときに、よく腹痛にみまわれ保健室を利用した。腹痛は登校中、朝自習や授業中によく起こった。保健室に連日行くこともあったし、一日に何度も行くこともあった。周りの友だちや先生からどう思われるかとても気になったことを今でも覚えている。「また行くの。」と友だちや先生に、「また来たの。」と保健室の先生に思われているのではないかと思うと怖い気もしたが、保健室に行くしかなかった。友だちやほかの先生はどう思っていたか分からないが、当時の保健室の先生は、そんな私をいつでも受け入れて休ませてくれた。保健室を「行ってもいい場所」、「そこにいてもいい場所」にしてくれた。こんな状況は一年くらい続いたように思う。あの時の腹痛は何が原因だったのかは今でもわからないが、冒頭の言葉に出合った私が中学生の頃の自分を振り返ると、あの時、何かに「困っている子」だった。



私が勤務する学校に、小学生の時に学校に行けなくなった経験をもつAさんが入学してきた。「中学生になったら学校に行きたい。」という願いを持っていたという。Aさんが小学生の時に関わってくれていたスクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）が、丁寧に中学校へつないでくれた。

「Aさんは、どんなことに困っているのだろうか。」初めての場所や人に強い不安や緊張感を持つこと、慣れるまでに時間がかかること、話したくても学校では話すことができないことなどの困りを抱えていることが、Aさんの様子や保護者の話からわかった。

学年部と相談して、まず、相談室や保健室など安心して過ごせる場所をつくり、Aさんにとって安心できる人になれるよう、担任と一緒に私も関係づくりから始めることにした。SC、SSWをまじえて、Aさんが好きなボードゲームやカードゲームをしたり、Aさんが得意なパズルを一緒にしたりした。Aさんの気持ちを確かめるときは、ホワイトボードを使ったり、二択で答えが伝えられるような質問の仕方を工夫したりした。Aさんが困ったときに私たちに送る合図をこまめに伝え、不安を少なくするようにした。

学習は、一学期から始めた小学校の内容を二学期も意欲的に取り組んだ。自宅でできる課題を持ち帰り、丁寧に仕上げて提出できるようになってきた。三学期になると、自宅学習が定着し、少しずつ学習内容も幅が広

がってきた。学習したいという気持ちが伝わってきた。

二年生になってからは、視写や技能教科にも取り組めるようになり、学習に自信をつけてきている。これまで関わりが少なかった学年部以外の教職員との、関係が広がりつつある。文化祭へは当日、参加はしなかったものの、事前の取り組みでは別室や自宅でできそうなことを提案し、Aさんが引き受けたことは最後までやり遂げることができた。別室でのAさんのがんばりを学級の子どもたちに伝えることで、Aさんのことを気にかけてくれている発言を学級内でも聞くようになった。

今は、週一回の登校を目標に頑張っている。今後は学年部が卒業後の進路選択に向けて取り組んでいくことになる。

Aさんが感じていた困りについて、保護者を通して丁寧に聴き、Aさんのペースを大切にしながら少しでも困りを減らすことができるよう、SCやSSWとも連携し、できる支援を探ってきた。担任、学年部と一緒に支援を続け、少しずつではあるが登校に安心感をもち、学習への取り組みや教科担当との関わりに自信をつけている表情をみるとうれしくなる。

保健室にはけがや病気の手当てを求めてくる子どもはもちろん、いろいろな子どもが来室する。また、保健室からみる子どもの姿もさまざまである。

自分の気持ちや困りを言葉にして、はっきり伝えられる子どもばかりではない。なんとなく居心地が悪い、気持ちがざわつく、不安があるなどの気持ちに気づくことができない場合もあるし、自分の気持ちに気づいていてもうまく言葉で伝えられない子どももいる。

「ん？この子、困っていないかな？」と、その子の側からみることで、その子の困りについて理解を深めることができるし、困りに寄り添った関わり方や必要な支援がみえてくるように思う。

私は、自分のことが好きな子どもに育ててほしいという願いをもっている。

これから成長していく子どもにとって、保健室が関われる時間は、ほんの少しなのかもしれないが、一人ひとりを受け入れ認めることで、「あなたが大事」というメッセージを伝えていきたい。「その子の側からみる」ことは、その中の一つだと思う。





こどものまなざし

このコーナーでは、人権作文集「ひかり」に掲載された作品を紹介していきます。子どもたちが日常生活の中で考えたこと、感じたことなどにふれ、子どもたちの姿から学んでいきたいと思います。

私たちの教科書

皆さんは教科書にどんな思い出があるだろうか。小学生や中学生の頃、偉人の顔に落書きをしたことのある人も少なくはないだろう。では、なぜその教科書は我々の手元にあるのだろうか。親が買ってくれたからだろうか、いやそうではない。教科書の背表紙の端にある小さな文字を読んでほしい。「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」小中学校で使うどの教科書にもこのように書かれているはずだ。なぜ、わざわざ明記する必要があるのか。教科書が無償であるのは当たり前ではないのか。私は不思議に思っていた。

先日、私は図書館に行くため近所の市役所を訪ねた。ふと壁のほうを見違ると、人権啓発ポスターがずらりと並んでいた。その一つに「教科書無償化運動」という文字が見えた。その中の「五十年前までは教科書が有償だった。」という文に私はひどく衝撃を受けた。

一九四五年、人類史上最大の死傷者を生んだ悲惨な戦争が終わり、日本では国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を三柱とした日本国憲法が制定された。その頃の学校では教科書は有償、一日の収入の三、四倍する教科書は家庭にとって大きな出費だった。そんな中、高知県の長浜地区から教科書無償化の運動が始まった。当時、長浜地区では大人の勉強会として憲法を学ぶ機会を設けた。その中で「す

べての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。(日本国憲法第二十六条第二項)」と教科書が有償である現状に矛盾を覚えた人々が立ち上がった。彼らは署名活動や教科書を買わないボイコットを行った。彼らの活動はマスコミにも大きく取り上げられ全国へ波及した。途中で運動から離脱する人も少なくなかったというが、彼らの粘り強い運動のおかげで、小中学校に通う子どもたち全員が教科書は無償で手にすることができているのだ。

私を含め、現代を生きる子どもたちは教科書を大切にできているだろうか。世界を見ても紛争や貧困を理由に教育を受けられない人々も多い。そんな状況を他人事だと思っははいないだろうか。現在、日本の子どもの六人に一人が貧困状態にある。他国と比べても日本の教育支援は乏しく、加えて国立大学授業料値上げも危惧されている。だからこそ、私は我々の「教育が受けられるのは当たり前」という思い込みに警鐘を鳴らしたい。我々現代人は、戦後の人々が子どもの将来を案じた不断の努力の上に立っている。その状況に甘んじてはいつか彼らの努力の証は喪失するだろう。恩恵を享受するだけでなく次世代へ繋いでほしい。そんな彼らの想いが、教科書の背表紙に込められているように感じる。彼らのために私は教科書を“大切にしたい。”

人権作文集ひかり2025【第37集】

別府地区 高等学校 二年 古市 詩乃さんの作品

この作文を読んで、義務教育における教科書無償化の闘いについて書かれた文章を読み直しました。義務教育というのだから、教科書くらいタダでくれないものか、と憲法を読み、第26条第2項を見つけ、「何べんも読みかえしてみた」という部分が印象に残りました。

教育の機会をうばわれていた人々が文字を学び、憲法の具現化のために闘ってきた「証」が、現在の教科書無償制度でしょう。そして、それは差別されてきた人々だけのものではありません。教科書無償化の闘いから学び、「次世代に繋いで」いくことが、私たちの使命ではないかと思いました。

INFORMATION

第19回ヒューライツ作品展 入賞作品の紹介

ヒューライツ作品展に対して、県内各地よりたくさんの応募ありがとうございました。2025年度のテーマは「かけがえのない〇〇」でした。〇〇に作品や取り組みから、かけがえのないおもしろいものが伝わってきました。作品はテーマに沿って審査を行いました。入賞した作品を紹介します。



「彩り」
岡原 芽衣 (大分市)

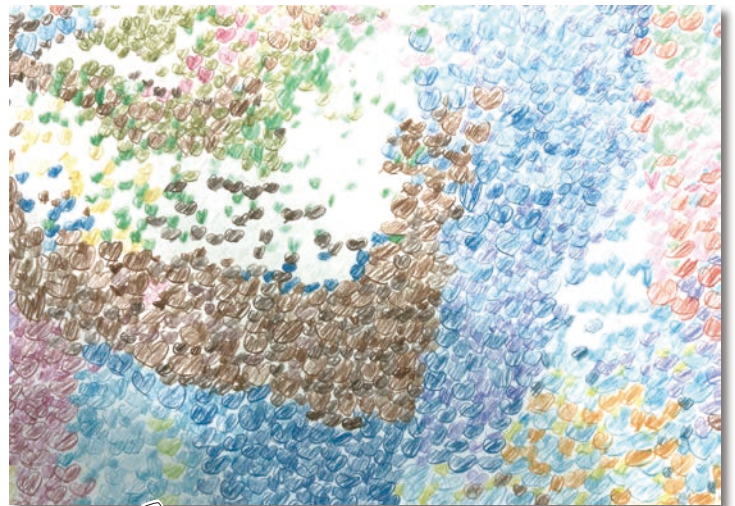


「かけがえのない自分」
河野 環子 (豊後高田市)



「かけがえのないわたしたちの想い」
清水 昌和 (佐伯市)

入選されました4点の作品は、2026年度の県人教事業の中で、学習・啓発の具体的なイメージとして活用させていただきます。ヒューライツ作品展は次年度も開催します。テーマが決定しましたらご案内いたしますので、たくさんのご応募をお待ちしています。



「かけがえのない愛の世界」
江原 有希子 (大分市)

こちら 編集部

「人権教育はリアルな感覚や問題意識に対応していない」

ニュースやインターネットでは人権問題がリアルな日常としてあらわれている。それに気づかず、考えずに過ごしていると“差別の現実”がわからなかった。ともに考え続けていける取り組みを創っていきたい。(りよ)